

高知県とアムダとの
大規模災害時の支援に関する協定書

高知県
特定非営利活動法人アムダ

平成 26 年 12 月 26 日

高知県とアムダとの大規模災害時の支援に関する協定書

(趣旨)

第1条 高知県（以下、甲という。）と特定非営利活動法人アムダ（以下、乙という。）とは、高知県内で大規模な災害が発生した場合の支援と受け入れに関して必要な事項を定める。

(支援の要請)

第2条 高知県内で大規模災害が発生した時は、甲は、乙に対して必要な支援を要請する。

(応援内容)

第3条 乙が提供する支援は、次のとおりとする。

- (1) 医師、看護師、調整員等の派遣による被災者への医療、公衆衛生等の分野の活動
- (2) 被災者の救援、生活再建に関する諸活動
- (3) 前各号に掲げるもののほか、被災者支援に関して甲と乙が協議した事項

2 甲は、乙が支援活動を円滑に行うことができるよう、関係機関と調整の上必要な事項を乙に報告するものとする。

(事前協議及び支援)

第4条 甲と乙とは、協議会を設置し定期的を開催するものとする。

2 協議会で協議する内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲の防災対策の報告
- (2) 乙が行う支援に必要な事項の調整

3 甲と乙は、大規模災害時の支援のために事前に必要となる環境整備に相互に協力するものとする。

(連絡担当者)

第5条 第2条に規定する要請及び前条に規定する協議会の開催が確実かつ円滑に行われるよう、甲乙双方にあらかじめ連絡担当者を定めておくものとする。連絡担当者に変更があった時には、速やかに相手側に報告するものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し必要な事項は、甲乙双方で協議の上、決定するものとする。

(効力の発生)

第7条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

本協定の証として、本協定書2通を作成し各自その1通を保有する。

平成26年12月26日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県知事

乙 岡山県岡山市北区伊福町3丁目31番1号
特定非営利活動法人アムダ
AMDAグループ代表